

秋の全国 交通安全運動

実施期間 令和6年 9/21(土) - 30(月) までの10日間

舞台は道路、主役はあなた。

舞台も
夜道も
光る

夕暮れ時
歩行者と自転車は
明るい服装と
反射材の着用を

車はライトを
早めに点灯し
ハイビームの活用を

三刀屋高等学校演劇部のみんなからの交通安全運動のメッセージを聞いてください ↓



三刀屋高等学校
演劇部

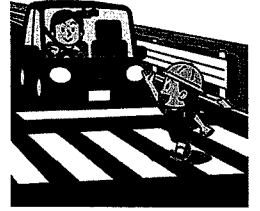
しっかりと きもるルールで ねがう安全

島根県・島根県警察・島根県交通安全対策協議会

「秋の全国交通安全運動」の重点

1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

- 歩行者・自転車利用者は、夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材やライトを活用しましょう。
- 道路を横断する時は、横断歩道を渡るようにするとともに、手をあげるなど横断の意思表示をしましょう。
- 通学路・お散歩コース等を児童・幼児が安全に歩けるよう地域全体で見守りましょう。



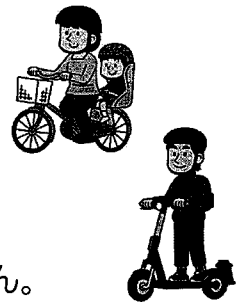
2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

- ドライバーは、夕暮れ時の早めのライト点灯と、夜間におけるハイビームの活用を心がけましょう。
- 会合等で飲酒する場合は、ハンドルキーパーを決めるなど、飲酒運転をしない・させない環境をつくりましょう。
- 二日酔いでも飲酒運転になることを自覚しましょう。



3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車や特定小型原動機付自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
 - 自転車に乗るときは、原則車道通行、交差点での信号・一時停止の遵守など、「自転車安全利用五則」を守りましょう。
 - 特定小型原動機付自転車を運転するときは、原則車道を通行し、信号や一時停止等の交通ルールに従いましょう。
- ※ 16歳未満の方は特定小型原動機付自転車を運転することができません。



4 運転時の前方注意と歩行者保護の徹底

- 前方不注意を原因とする交通事故が多く発生しています。運転中はしっかり前を見て、交通事故防止に努めましょう。
- 横断歩道の手前では減速し、横断しようとしている歩行者がいれば必ず止まりましょう。
- こどもや高齢者、障がい者、他の交通に対する「思いやり・ゆずり合い」運転に努めましょう。



一斉行動日

9月24日(火)

自転車等利用時のヘルメット着用啓発の日

9月25日(水)

交通事故死ゼロを目指す日

9月30日(月)